

議案第 2 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年 8 月 23 日 提出
木古内町長 大森 伊佐緒

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(木古内町大平団地集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 木古内町大平団地集会所の設置及び管理に関する条例（平成8年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220円」に、「260」を「270円」に、「310」を「330円」に、「520」を「550円」に、「100」を「110円」に、「150」を「160円」に、「410」を「440円」に改める。

別表欄外中「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(鶴岡多目的集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鶴岡多目的集会施設の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220円」に、「260」を「270円」に、「310」を「330円」に、「520」を「550円」に、「100」を「110円」に、「150」を「160円」に、「410」を「440円」に改める。

別表欄外中「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(札苅多目的活性化施設設置条例の一部改正)

第3条 札苅多目的活性化施設設置条例（平成13年条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220円」に、「260」を「270円」に、「310」を「330円」に、「520」を「550円」に、「100」を「110円」に、「150」を「180円」に、「410」を「440円」に改める。

別表欄外中「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(木古内町多目的活性化施設設置条例の一部改正)

第4条 木古内町多目的活性化施設設置条例（平成30年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220円」に、「260」を「270円」に、「310」を「330円」に、「520」を「550円」に改める。

別表欄外中「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(釜谷多目的活性化施設設置条例の一部改正)

第5条 釜谷多目的活性化施設設置条例（平成28年条例第14号）の一部を次のように

改正する。

別表中「210」を「220円」に、「260」を「270円」に、「310」を「330円」に、「520」を「550円」に、「100」を「110円」に、「150」を「160円」に、「410」を「440円」に改める。

別表欄外中「暖房」を「冷暖房」に、「ストーブ」を「冷暖房」に、「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(みそぎ公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 みそぎ公園の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第29—1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「294円」を「308円」に改める。

(手数料条例の一部改正)

第7条 手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表22の項中「300円」を「310円」に、「500円」を「520円」に改める。

(産業会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和57年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,030円」を「1,100円」に、「1,550円」を「1,650円」に、「2,060円」を「2,200円」に、「520円」を「550円」に、「820円」を「880円」に、「3,090円」を「3,300円」に、「4,120円」を「4,400円」に改める。

(木古内町会館条例の一部改正)

第9条 木古内町会館条例（昭和58年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220」に、「260」を「270」に、「310」を「330」に、「520」を「550」に、「100」を「110」に、「150」を「160」に、「410」を「440」に改める。

別表欄外中「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(木古内町福祉の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 木古内町福祉の家の設置及び管理に関する条例（平成7年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中「210」を「220円」に、「260」を「270円」に、「310」を「330円」に、「520」を「550円」に、「100」を「110円」に、「150」を「160円」に、「410」を「440円」に改める。

別表欄外中「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(木古内町生活改善センター条例の一部改正)

第11条 木古内町生活改善センター条例（昭和45年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表2集会室の項中「410」を「220」に、「520」を「270」に、「620」を「330」に、「1,030」を「550」に改め、同表研修室の項中「210」を「110円」に、「260」を「160円」に、「310」を「220円」に、「520」を「440円」に改め、同表実習室の項中「100」を「110円」に、「150」を「160円」に、「210」を「220円」に、「410」を「440円」に改める。

別表2欄外中「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(木古内町農業研修センター条例の一部改正)

第12条 木古内町農業研修センター条例（昭和58年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「210」を「220」に、「260」を「270」に、「310」を「330」に、「520」を「550」に、同表実習室の項中「100」を「110円」に、「150」を「160円」に、「210」を「220円」に、「410」を「440円」に改める。

別表欄外中「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(木古内町多目的集会施設条例の一部改正)

第13条 木古内町多目的集会施設条例（昭和62年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「210」を「220」に、「260」を「270」に、「310」を「330」に、「520」を「550」に、同表実習室の項中「100」を「110円」に、「150」を「160円」に、「210」を「220円」に、「410」を「440円」に改める。

別表欄外中「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(木古内町林業研修センター条例の一部改正)

第14条 木古内町林業研修センター条例(昭和58年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表研修室の項中「210」を「220」に、「260」を「270」に、「310」を「330」に、「520」を「550」に、同表実習室の項中「100」を「110円」に、「150」を「160円」に、「210」を「220円」に、「410」を「440円」に改める。

別表欄外中「210円」を「220円」に、「620円」を「660円」に改める。

(木古内町普通河川管理条例の一部改正)

第15条 木古内町普通河川管理条例(平成12年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「100分の105を乗じて得た額」を「100分の110を乗じて得た額」に改める。

(木古内町南北連絡歩道橋の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第16条 木古内町南北連絡歩道橋の設置及び管理に関する条例(昭和63年条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表条例第3条第1項第1号に掲げるはり紙の部中「310」を「330」に、「520」を「550円」に、「720」を「770円」に改め、同表条例第3条第1項第1号に掲げる広告板の部中「1,650」を「1,760円」に、「3,300」を「3,520円」に、「4,940」を「5,280円」に、「6,590」を「7,040円」に改め、同表条例第3条第1項第2号に掲げるものの項及び条例第3条第1項第3号に掲げるものの部を削る。

(木古内町病院事業使用条例の一部改正)

第17条 木古内町病院事業使用条例(昭和43年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,380円」を「1,392円」に、「390円」を「393円」に、「480円」を「484円」に、「510円」を「515円」に、「1,970円」を「2,006円」に改める。

(木古内町公民館条例の一部改正)

第18条 木古内町公民館条例(昭和53年条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表講堂の項中「4, 120」を「4, 400」に、「5, 150」を「5, 500」に、「6, 180」を「6, 600」に、「13, 390」を「14, 300」に改め、同表ステージの項中「1, 030」を「1, 100円」に、「1, 340」を「1, 430円」に、「1, 550」を「1, 650円」に、「3, 090」を「3, 300円」に改め、同表第一研修室の項中「1, 550」を「1, 650円」に、「2, 060」を「2, 200円」に、「2, 580」を「2, 750円」に、「5, 150」を「5, 500円」に改め、同表調理実習室の項中「2, 270」を「2, 420円」に、「3, 300」を「3, 520円」に、「3, 190」を「3, 410円」に、「7, 210」を「7, 700円」に改め、同表相談室の項中「520」を「550円」に、「820」を「880円」に、「1, 030」を「1, 100円」に、「2, 060」を「2, 750円」に改め、同表小会議室の項中「520」を「550円」に、「820」を「880円」に、「1, 030」を「1, 100円」に、「2, 060」を「2, 200円」に改め、同表講座室の項中「1, 550」を「1, 650円」に、「2, 060」を「2, 200円」に、「2, 580」を「2, 750円」に、「5, 150」を「5, 500円」に改め、同表大会議室の項中「1, 550」を「1, 650円」に、「2, 060」を「2, 200円」に、「2, 580」を「2, 750円」に、「5, 150」を「5, 500円」に改め、同表第二研修室の項中「1, 030」を「1, 100円」に、「1, 550」を「1, 650円」に、「2, 060」を「2, 200円」に、「4, 120」を「4, 400円」に改め、同表児童室の項中「520」を「550円」に、「820」を「880円」に、「1, 030」を「1, 100円」に、「2, 060」を「2, 200円」に改め、同表視聴覚室の項中「1, 030」を「1, 100円」に、「1, 240」を「1, 320円」に、「1, 550」を「1, 650円」に、「3, 090」を「3, 300円」に改める。

別表欄外中「暖房」を「冷暖房」に改める。

(木古内町ファミリースポーツセンター使用条例の一部改正)

第19条 木古内町ファミリースポーツセンター使用条例（昭和50年条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「15, 450」を「16, 500」に、「25, 750」を「27, 500」に、「30, 900」を「33, 000」に、「72, 100」を「77, 000」に、「1, 550」を「1, 650円」に、「2, 060」を「2, 200円」に、「2,

580」を「2,750円」に、「6,180」を「6,600円」に、「3,090」を「3,300円」に、「4,120」を「4,400円」に、「5,150」を「5,500円」に、「12,360」を「13,200円」に改め、同表備考中「暖房」を「冷暖房」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。